

 こおりまち

# 議会だより

平成25年夏号 VOL.93



一般会計補正予算 農業を守る ..... ②  
(6月定例会)

農業振興について ..... ⑥  
(一般質問・8名登壇)

原発・被災地はいま ..... ②①  
(視察報告)

＝夏まつり＝

# 6月定例会



## 条例改正

### 財政支援を26年度末まで延長

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例改正

原発事故に伴う国による「避難指示等対象地域の被保険者」の平成25年度の国民健康保険税の減免措置に対し、財政支援する期間を25年度末まで延長する改定。

**町国民健康保険税条例改正**  
平成24年度の総所得金額等及び25年度固定資産税が確定したことに伴い国民健康保険税の算定に用いる所得割等の按分率及び軽減額の改正。

**町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例改正**  
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に「町障害程度区分認定審査会を「町障害支援区分認定審査会」に改正。

**町重度心身障害者医療費の給付に関する条例改正**  
法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正されたことに伴う改正。

### 26年3月まで財政支援を延長

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例改正

国の「避難指示等対象地域の被保険者」に対して保険料減免措置に対する財政支援を26年3月分まで延長する。

## 補正予算

### 農業を守る補正増

#### 一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,558万5千円を追加し、予算の総額を149億7,945万7千円とするものです。

#### 《歳入の主なもの》

- 県支出金 1,099万8千円
- 基金繰入金 147万円
- 繰越金 731万7千円
- 町債 3,580万円

#### 《歳出の主なもの》

- 役場庁舎耐震診断業務費 200万円
- あんぽ柿用原料柿の検査費 155万7千円
- 大豆放射性物質吸収抑制対策費 154万1千円
- 農林水産物PR事業費 330万円
- 半田沼及び西根堰測量・調査費 263万4千円
- 映画「物置のピアノ」制作協賛金 300万円
- 原子力損害賠償紛争解決セン

#### 国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ956万1千円を追加し、予算の総額を15億4,336万9千円とするものです。

#### 《歳入》

- 繰越金 4,956万1千円
- 国民健康保険税 ▲4千万円
- 基金積立金 1千万円

#### 公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,701万8千円を追加し、予算の総額を3億6,079万7千円とするものです。  
(特定被災地方公共団体借換債に伴うもの)

#### 《歳入》

- 繰越金 71万8千円
- 町債 6,630万円
- 公債費 6,701万8千円

## 国民健康保険税のあん分率表

あん分率	所得割		医療給付費分	前年度対比	高齢者医療支援金分	前年度対比	介護納付金分	前年度対比	
		資産割	均等割(被保険者1人あたり)	5.79%	△0.8%	1.71%	△0.5%	2.25%	△0.32%
軽減額	平等割	(1世帯あたり)	29.46%	△0.89%	8.65%	△1.4%	13.48%	0.62%	
		(特定世帯)	19,500円	△100円	5,700円	△600円	8,600円	200円	
		(特定継続世帯)	18,600円	△400円	5,400円	△800円	(1世帯あたり) 5,400円	100円	
	7割軽減	平等割	(1世帯あたり)	13,950円	-	4,050円	-	6,020円	220円
			(特定世帯)	13,650円	△70円	3,990円	△420円	(1世帯あたり) 3,780円	70円
			(特定継続世帯)	13,020円	△280円	3,780円	△560円	50円	
	5割軽減	平等割	(1世帯あたり)	6,510円	△140円	1,890円	△280円	4,300円	100円
			(特定世帯)	9,765円	-	2,835円	-	(1世帯あたり) 2,700円	20円
			(特定継続世帯)	9,750円	△50円	2,850円	△300円	40円	
	2割軽減	平等割	(1世帯あたり)	9,300円	△200円	2,700円	△400円	(1世帯あたり) 1,720円	20円
			(特定世帯)	4,650円	△100円	1,350円	△200円	(1世帯あたり) 1,080円	
			(特定継続世帯)	6,975円	-	2,025円	-		
			3,900円	△20円	1,140円	△120円			
			3,720円	△80円	1,080円	△160円			
			1,860円	△40円	540円	△80円			
			2,790円	-	810円	-			

## 同意案件

**町固定資産評価審査委員の選任**  
平成25年7月29日をもって任期満了となるため、同氏の再任に同意した。

幕田 進

谷地字久仁内25番地  
昭和19年12月10日生

## 工事請負契約

**醸小・伊達崎小に太陽光発電を  
太陽光発電装置・蓄電装置設置  
工事請負契約について**

1. 契約の目的  
太陽光発電装置・蓄電装置設置工事

2. 契約金額 7,801万円  
(うち消費税及び地方消費税371万円)

3. 契約の方法  
条件付一般競争入札

4. 契約の相手方  
住所 福島県福島市丸子字東前4-1-1

氏名 広栄電設株式会社  
代表取締役 加藤 裕司

# 請願・陳情 審査結果

伊達地方衛生処理組合理立地  
(最終処分地)候補地の白紙撤回  
の意見書提出を求める請願書  
(請願者)

伊達郡桑折町上郡字五郎内24  
献上桃の郷を考える協議会  
代表世話人 岡崎 勝男

〔審査委員会〕  
産業建設水道常任委員会  
〔審査の結果〕  
採 択

国に対し東京電力福島第一原子  
力発電所事故により発生した損  
害賠償請求権につき3年の消滅  
時効の適用を排除する立法措置  
を求める意見書の提出を求める  
陳情

〔陳情者〕  
福島市山下町4-24  
福島弁護士会  
会長 小池 達哉  
〔審査委員会〕  
震災復興調査特別委員会  
〔審査の結果〕  
採 択

地方財政の充実・強化を求める  
意見書提出の陳情

〔陳情者〕  
伊達郡桑折町字東大隅18  
町職員労働組合  
執行委員長 佐藤 克彦  
〔審査委員会〕  
総務文教厚生常任委員会  
〔審査の結果〕  
趣旨採択



## 平成 24 年度一般会計繰越明許費

款	事業名	金額	翌年度繰越金
05 農林水産業費	上郡地区用排水路整備事業	24,150,000 円	13,400,000 円
07 土木費	桑折中央地区都市再生整備計画事業	109,463,000 円	62,566,000 円
07 土木費	桑折地区造成宅地滑動崩落緊急対策事業	192,000,000 円	187,735,000 円
08 消防費	防災情報通信設備整備事業 (Jアラート自動起動装置設置事業)	3,676,000 円	3,676,000 円
08 消防費	放射性物質除染対策事業	4,948,786,000 円	3,085,439,000 円
09 教育費	中央公民館分室整備事業	11,675,000 円	11,675,000 円
10 災害復旧費	桑折町ふれあい公園芝生植栽事業	17,000,000 円	17,000,000 円
合 計		5,306,750,000 円	3,381,491,000 円

## 平成 24 年度一般会計事故繰越し

款	事業名	支出負担行為額	支出負担行為 予定額	翌年度繰越金
10 災害復旧費	旧伊達郡役所修理事業	62,076,000 円	18,858,000 円	80,934,000 円
合 計		62,076,000 円	18,858,000 円	80,934,000 円

理由  
耐震診断及び耐震設計業務中、建造物文化財耐震基準の改正があり、新基準に基づいた耐震診断・設計が必要となったため、業務期間を延長せざるを得なくなった。

※繰越明許とは  
歳出予算の経費のうち、その性質  
上又は予算成立後の事由に基づき年  
度内にその支出を終わらない見込み  
のあるものについては、予め議会の  
議決を経て、翌年度に繰り越して使  
用できる制度。

※事故繰越しとは  
予め翌年度に繰り越して使用する  
ことが予想される性質のものではな  
く、当初においてはその年度内に使  
用し終わる計画で契約を行ったが、  
予算執行の過程において、避け難い  
事故のためにその年度内に使用を終  
わらない状況となることが考えられ  
るため、翌年度にその経費の金額を  
繰り越して使用できる制度。

## 議案審議結果表

議案項目	議員名															
	渡邊 英直	岩崎 久男	佐藤 武朗	斉藤 謙	斎藤 松夫	羽根田 八千代	佐藤 榮三	川名 静子	原 賢志	平井 國雄	平井 光一	松山 善二	片平 秀雄	半澤 高		
第5回臨時会																
議案第49号 造成宅地滑動崩落緊急対策工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号 平成25年度桑折町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(桑折町税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(桑折町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第6回臨時会																
議案第51号 除染土砂等仮置場(平沢鷹打)設置工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7回定例会																
同意第1号 桑折町固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第52号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号 桑折町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第54号 桑折町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第55号 桑折町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第56号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第57号 平成25年度桑折町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第58号 平成25年度桑折町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第59号 平成25年度桑折町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第60号 太陽光発電・蓄電装置設置工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第4号 伊達地方衛生処理組合理立地(最終処分地)候補地の白紙撤回の意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第5号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：賛成 ●：反対 ■：討論者

## 意見書

### 伊達地方衛生処理組合理立地(最終処分地) 候補地の白紙撤回を求める意見書

伊達地方衛生処理組合ごみ処理場の最終処分地は、1市3町のごみを焼却した灰などを埋め立てているが、現在の埋立地は近い将来、満杯になるとのことから、拡張についての、地元説明会が開催されてきた。

しかし、この地域は、全国有数の桃の産地であり、桃の花が咲き誇る4月には、一面がピンクのじゅうたんに変わり、まさに桃源郷と呼ぶに相応しい風景が広がります。平成8年には、皇太子殿下、同妃殿下が訪れ桃畑を散策されました。また、これを記念した「ピーチロードを歩こう会」では、遠方より多くの方が訪れその景観を楽しまれている。

さらに、この地で栽培される桃は、糖度が高く高品質であり、皇室に19年連続で桃を献上し、「献上桃の郷」として有名となっている。ごみ問題は、人が生活していくうえで重要な問題であり、ごみの焼却施設や最終処分地も、なくてはならない施設であることは理解できる。ただし、これまで2度の処分地の拡張が行われてきた経緯があり、このような桃の産地への更なる拡張に対しては容認できるものではない。他自治体の施設では、必ずしも焼却施設と最終処分地が同じ敷地に設置されているとは限らず、当地区以外の住民がこの重要なごみ問題を考えることもなく、時が過ぎていくことは納得できない。

よって、この美しい桃の郷の将来を考えるため、桑折町以外の構成市町の方にも真剣にこの問題を考えていただきたく、今回計画されている最終処分地候補地の白紙撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月24日

伊達地方衛生処理組合管理者 宛

福島県伊達郡桑折町議会

※その他の意見書  
・東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書  
・地方財政の充実・強化を求める意見書  
を提出した。

# 一般質問

# ズバリ町政を問う60分

8名登壇

○一般質問は、質問者が事前に提出した通告書に基づいて、一人持ち時間60分で行われます。  
○内容は、質問者の責任において作成されたものを掲載しています。



渡邊英直議員

- 質問項目**
- ①農業振興策について
  - ②除染作業の推進について

## 農業振興策は

### 献上桃の郷こおりを全面に

**問** 今年の農業振興策について伺う。

(1) 20回目の献上桃が実施された際の記念事業等の実施を伺う。

(2) 今年度のトップセールスについて伺う。

(3) 人・農地プラン作成の基本的方針を伺う。

(4) 有害鳥獣対策の具体的強化策を伺う。

**答 町長** (1) 県産農林水産物PR事業を活用し、「献上桃の郷こおり」を全面に打ち出した事業を展開する。(2) 8月上旬には、本町の桃を福島県八重洲観光交流館で販売活動を予定。(3) 力強い農業構造実現にむけて策定する。(4) 「実施隊」により強化。



— ブランドを守れ —

## 除染作業の推進は

### 住宅除染を年度内に完了

**問** 除染作業の推進は。(1) 本年度の除染に対する決意は。(2) 現在までの発注状況は。(3) 仮置場完成前の先行除染の考えは。(4) 仮置場設置に伴う搬入路の整備方針は。

**答 町長** (1) 住宅除染の正念場の年と考え町内3,800戸の住宅除染を年度内に完了する。(2) 昨年度と合わせ約2,600戸の発注を終えた。(3) 先行除染する方法を説明し、理解をいただいた地区で先行除染を実施。(4) 2トトラックの搬入路3m幅を確保。

## 中央公民館の建物はどうする

### 解体し屋内プール新設へ

**問** 「4月には議会と協議する」このことも実現せず、5月24日正副議長が申し入れた議会からの申し入れにも返答がなく、方向性は依然決まらないことから次の5点を伺う。

(1) 中央公民館、方向性の結論は。

(2) 改修であれば建物の利活用は。

(3) 社会教育・社会体育の核となる生涯学習施設はどこに。

(4) 一般市民の水泳をする場がないことに対する考えは。

(5) 屋内プール新設計画の進捗は。

**答 町長** 3月議会で「共に議論しながら結論を出したい」と答弁した。また、正副議長からの申し入れもあつたが議会の総意と取らえなかった。この度、子ども元氣復活交付金制度の通知があり、これを活用し屋内運動施設と屋内プールを併せ持つ施設を新設したい。従って現在の建物は解体する。また社会教育施設は蚕糸跡地に、社会体育施設は現在地に整備する。



— 元氣ハツラツ —

## 町の芸能文化を

### 継承する施策は

#### ふるさと学習の充実にする

**問** 町民憲章に「歴史と伝統を尊び、かおり高い文化の町をつくりましょう」と掲げられ、総合計画にも「文化や芸能に触れる機会の提供に努める」とあることから次の3点を伺う。

(1) 震災後、各年代への文化を継承する事業への取り組みは。

(2) 幼少時から本物にふれる養育環境は大人の責任と考えるが、(3) 家族、家庭から文化を継承する意図した取り組みは。

**答 町長** (1) 震災に特化した事業はないが、本物に触れる機会を設定し「こおりキッズ事業」等で取り組んでいる。(2) (3) 文化を大切にすることを育てる為、郷土学習を推進し具体的体験を通して伝統文化を学んでいる。

## 改定後の参画プラン

### 地域の指導者養成を図る

**問** 「こおり男女共同参画プラン21」、10年間の反省を踏まえ3月改正されたその活かし方について2点伺う。

(1) 町民・企業への周知は。

(2) 具体的な推進計画と事業展開は。

**答 町長** (1) 改定版はすでに、関係者、事業者へ送付済み、今後概要版を全世帯へ配布する。(2) 推進委員会で確認し推進を図る。事業展開は関係団体との連携強化。実践活動のための地域の指導者養成等を図る。



川名静子議員

- 質問項目**
- ①中央公民館の役割について
  - ②町の芸能文化を継承する施策について
  - ③こおり男女共同参画プランについて



齊藤 謙 議員

**質問項目**

①行財政改革に関して  
②防災計画等に関して  
③除染事業及び仮置場等に関して

**防災無線機不通箇所  
の調査必要  
再調査し、  
早期対応を図る**

問 防災計画等に関して所見伺う。

答 町長 (1)地域防災計画等の公表時期・周知策は。  
(2)防災無線設置に関する問題点・課題は。無線機不通箇所や充電量への対応を求める。  
(3)町内活断層の実態調査による地域の明確化と住民への周知策を図るべきでは。

問 防災無線機不通箇所について、7月に知事へ報告後、「広報こおり」やH・Pで町民へ公表する。(2)通じない箇所等再調査・対応する。又、うぶかの郷等、携帯不通箇所は関係機関のN・T・T等と協議し対応する。(3)地域防災計画の中で検討したい。

**向川原地区への  
理解促進は  
7月3日進捗状況を  
説明**

問 除染事業等に関して所見伺う。

答 町長 (1)大割東仮置場の進捗状況・向川原地区への説明必要では。  
(2)業務委託・仮置場請負契約状況を工期も含め、定期的に公表すべきでは。  
(3)各戸除染時は作業終了時に、除染前・後の線量数値をペーパーに明記し配布すべきでは。

答 町長 (1)4月9日県北地方振興局に仮置場利用としての形質変更届提出、調査・計画策定は7月末、現在掘削及びボウリング調査実施中、なお、向川原地区へは7月3日説明し理解を求める。(2)今後、従来の内容に工期を含め、定期的に公表する。(3)町内会長を通じ、測定地点、除染前、除染後の数値を明記して各戸へ配布している。



— 防災の要 —

**ラスパイレス指数による影響額は  
地方交付税額2, 300万円減額**

問 行財政改革に関し所見伺う。  
(1)自主財源の具体的確保策とは、特定財源の情報収集による活用を図るべきでは。

(2)新型交付税導入による基準財政需要額が減少し、反面、臨時財政対策債(赤字地方債)が急激に増加しているが理由は何か、借入れは慎重にすべきでは。

(3)ラスパイレス指数(国家公務員との給与比較)による、地方交付税額への影響額はいくらか。

答 町長 (1)情報収集による特定財源活用を図る。(2)国の基準財政需要額算定方法の変更により大きく影響した。(3)試算では地方交付税額が2, 300万円程度減額となる。職員給料は4月から3%削減した。

**公営住宅建設に町の業者は  
参画が可能になるよう要請**

問 建設は復興に向けての大きな事業である。来年9月完成の計画に、次の点を伺う。

(1)町の一等地への建設、どのようなコンセプトで計画か。  
(2)以前に示された間取りに変更はないか。  
(3)完成時期は計画通りか。  
(4)町の業者の参画は可能か。

答 町長 (1)当該地周辺の町並・景観に配慮した2階建て木造。(2)法令上の問題・駐車場を住宅ではさむことの住宅性能としての課題・工事費(コスト)などハードルの高い課題が生じ

た場合には変更もありえる。(3)スケジュール通り進捗している。(4)UR都市機構に対し、参画が可能な手段を講じて要請している。

**中央道インター  
周辺の構想は  
整備計画の検討を  
進める**

問 全戸除染後の「町の復興」に対する取り組みは。

(1)東北中央道路のインター周辺の開発構想は。

(2)インター周辺の開発には広範囲からの集客力のあるアウトレットモール等の誘致は考えられないか。

(3)除染の目的が立った時点での一番目の復興策は。  
(4)都市計画の見直し(線引き見直し)は。

答 町長 (1)インター周辺について、新しい土地開発が期待され、雇用創出等につながる整備計画の検討。(2)隣接市との協議も含め、整備計画も検討。(3)多目的集会施設を備えた地域交流センター新設、屋内プールの新設、防災機能を充実した役場庁舎の移転改築。(4)都市計画マスタープランの中で検討。

**住宅耐震補助事業の  
受け付けは**

7月中には募集を開始

問 今年度新たに取組む住宅の耐震促進工事業助成事業についての推進をどのように図るか。

答 町長 昨年まで診断を終えた41戸の方が対象、今年度の診断を受けた方は来年度対象。

**除染作業に  
対策の  
違いはないか  
除染管理目標等に  
基づき指示**

問 除染を速やかに完了、復興への気持ちの切り替えが必要。

しかし除染に様々な意見も出ている、次の点を伺う。  
(1)除染業者によって対応の違いがあるか。町の把握は。  
(2)除染前の事前確認と除染内容に食い違いはないか。  
(3)実施前と実施後の結果報告は。  
(4)仮置き場の施工業者名が表記していない現場が見受けられた。問題が発生した場合の連絡先を表示すべきと考えるが。

答 町長 (1)町が作成した「除染管理目標」、環境省の「除染関係ガイドライン」、県の「除染業務に係る技術指針」で作業するよう指示。(2)除染対策支援事業組合の組合員が個別訪問にて同意書と確認書を回収。確認書の内容に基づき作業を実施。(3)前・後のモニタリング結果報告は、住宅周りの簡易的な平面図にて、町内会長を通じて各戸に配布。(4)そのような現場はない。



佐藤 武朗 議員

**質問項目**

①災害公営住宅の進捗状況について  
②今後の「町復興」に対する取り組みについて  
③今年度、新たに取り組んでいる事業について  
④住宅除染関係について



— 復興に向けて早期完成を —



佐藤 榮三 議員

質問項目

- ①防災基盤整備事業（上郡地区用排水路整備工事）について
- ②内の馬場浄水場の水質について
- ③仮置場工事及び宅地除染作業予定の町民への周知について
- ④ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）の活用について

上郡用排水路工事の発注は9月には発注する

問 上郡地区用排水路整備工事について、次の3点を伺う。

- (1)前年は、資材の手配遅れから200万円の減額補正であった。事を繰り返さないために、早期発注出来ないかを伺う。
- (2)ガードレール設置等の安全対策は。
- (3)路面転圧等の構造的改良をすべきと思うが伺う。

答 町長 (1)設計ができ次第、9月には発注する。(2)施工後についても、施工前と比べて幅員等に変更はないが、必要な安全対策には考慮する。(3)水路工事で道路工事ではない、通り抜け道路ではない現場を確認して善処する。

敷設替え工事、夏に間に合うのか

問 内の馬場浄水場の水質について次の2点を伺う。

- (1)摺上ダムからの供給水を送水するための工事は夏に間に合うか。
- (2)2年続きで水道水に異臭が発生した、今年も暑い日が続けば同様の事が心配されるが、対応を伺う。

答 町長 (1)夏に間に合わせるように工事を発注しお願いしている。(2)緊急水源としては、半田沼用水からの取水や平沢配水池からの馬場配水池への送水を考えている。

仮置き場宅地除染の早急な周知を

作業工程協議が

整いつ次第周知する

問 仮置き場工事及び宅地除染作業予定の町民への周知を伺う。発注済みとか、測量中とかではなくいつ頃から工事に入るのか知りたい。

答 町長 仮置場工事時期については、測量設計等の進捗状況を踏まえお知らせする。概ね約3ヶ月、住宅除染については、発注後業者が提出した施工計画書に基づき、作業工程、作業スツクの確保等の協議が整いつた次第、お知らせしたいと考えているが約3ヶ月かかる。

ADRの活用は

町主体の請求は困難だ

問 ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）の活用について、町が主体（代理人）となつて請求の道を講ずる事について伺う。

答 町長 個別具体的な事情により相当因果関係のある場合に損害として異なる賠償額が認められることがある。町が主体（代理人）となつて損害賠償請求の道を講ずる事は困難である。ADRへの申し立ては限り限り時効が到来することは必然である、町及び町民会議としても、時効到来前に申し立てに向け検討していく。



農業を守る安全対策は

防災井戸の確保とリスト化を事例を調査し検討する

問 有事に備え、井戸水を安全で衛生的な生活用水として登録し、給水確保が速やかになるよう次の点を伺う。

- (1)井戸水使用件数の把握は。
- (2)災害時協力井戸のリスト化を。未使用井戸を活用する場合、経費等を補助する考えは。
- (4)指定避難所（学校等）に井戸掘削の考えは。
- (5)今後室内プールができれば各校プールを貯水槽等に活用する計画は。

答 町長 (1)所有者リストはあるが使用の有無や用途・飲料水としての適否については不明だ。(2)水質や水量の関係もあり厳し

いものだが、事例を調査し検討する。(3)防災井戸の議論を経た後に検討すべきだ。(4)補給水源確保として検討する。(5)今後検討する。

幼稚園適正配置（統廃合）は26年度中に

方向性を提案する

問 園児数の減少に伴う今後の取り組みを伺う。同時に、小学校の児童数に及ぶことから小学校統廃合についても伺う。

- (1)地区懇談会での町民の意向は。
- (2)「幼稚園適正配置検討委員会」



羽根田八千代 議員

質問項目

- ①防災井戸の確保について
- ②今後の幼稚園教育・小学校教育について
- ③特別支援教育支援員の現状と効果は
- ④人口1万3千人の回復と保持のための各種施策は
- ⑤商工会館（取得）設置に係る要望について

人口保持の

各種施策は

企業誘致に雇用創出、宅地開発だ

問 大震災・原発震災後定住人口確保は困難だ。「幼稚園教育の今後等」直視すべき課題の中、より効果的な各種施策をどのように展開していくのか。

答 町長 国道4号線に設置されるインターチェンジ周辺への企業誘致により雇用の創出に努め、蚕糸跡地へ若者定住にむけた宅地開発等を進める。

商工会館（取得）設置要望の所見は

関係者の動向を見極め対処する

問 商工会より去る2月22日付で商工会館（取得）設置に係る要望が提出されているが町長の所見を伺う。

答 町長 隣接する金融機関も含めた問題であり、関係者の動向を見極めながら対処する。

特別支援員のスキルUPは

研修年3回開催・支援体制充実へ

問 町単独事業とした特別支援教育支援員の配置状況とスキルUPのための対策は。

答 教育長 小・中学校に常勤1人、醸芳小支援学級にパートを1人配置。昨年心配した欠員は無い。研修を年3回（4・7・12月）開催し、各校全教職員による支援体制の充実を図る。



この先、子供達の環境は



岩崎久男議員

質問項目

- ①原子力損害賠償紛争解決センターの活用について
- ②TPP交渉参加問題について
- ③子どもたちの健康管理について
- ④安全安心なまちづくりについて
- ⑤除染及び仮置場について

公的なADRへ申し立てを  
時効到来前に対応する

問 本町は東電に対して、損害賠償を直接請求し早期の支払いを求めてきたが、進展はない。今後は精神的損害賠償も含め原子力損害賠償紛争解決センターに申し立ても考える時期にきていると思うがどうか。

答 町長 桑折町としての損害賠償請求については、早期解決を図るため原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てするたため予算を計上したところである。精神的損害賠償請求については、中間指針の改訂の動向を見定めながら、放射能対策推進町民会議の中で検討して参りたいと考えている。

TPP交渉から  
即時脱退を  
交渉参加は  
誠に遺憾である

問 アメリカとの事前協議ではコメ、乳製品など重要農産物の関税で、保証を得ることは出来ていない。その一方、牛肉、自動車、保険の分野でアメリカの要求を丸のみするなど、「守るべきものは守る」と言う首相言明が虚構であることがはつきりした。公約違反のTPP交渉参加は撤回すべきである。所見を伺う。

答 町長 全国町村会は①交渉からの早期脱退の決断。②交渉継続の場合、国民への説明責任。③国土の均衡ある発展の再構築。3点の趣旨を踏まえ我が国の利益を損なうことのないよう毅然として対応し強く求めている。関係機関、団体との連携の強化を図る。

甲状腺検査の  
体制構築を  
県町村会は、  
国・県に要望している

問 一次検査を終えた、子どもから12人の甲状腺ガン確認、又疑いは15人であったと県民健康管理調査の検討委員会から、結果が報告されたが、原発事故との関連性が否定される一方、発ガン率を比較する調査事例がないことから被曝線量との関連性を調査する必要があると指摘され、子ども、保護者も安心できるような長期的視野に立つての、行政の支援を求めたいがどうか。

答 町長 検討委員会の刷新により、市町村別や年齢別、細胞診断後のデータが示されるなど情報開示も大幅に改善された。全町民に健康管理手帳を配布されたので長期的に管理を行なう。

防火貯水槽の除染は

先行除染実施に向け  
独自に検討

問 (1)防災行政無線体制が確立したが、伊達崎地区における不具合解消対策の進捗状況は。(2)防火貯水槽の除染について環境省での交渉に於いて、前向き回答が得られたとのことであるが、進捗状況は。

答 町長 (1)屋外にアンテナを設置したことにより解消できた。(2)福島環境再生事務所から防火貯水槽の汚染土砂の処理方法について調査すると回答があり町としては、安全安心のまちづくりの観点から早急に実施する必要があるため、先行除染実施に向け独自に検討してまいりたいと考えている。

**原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)とは？**

今回の原子力発電所事故により被害を受けた方々の、東京電力(株)に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

東京電力(株)の賠償基準に納得できない、直接請求しても応じてもらえないなどの場合に、誰でも申し立てができます。(東京電力(株)との交渉前でも交渉後でも申し立て可能)

中立・公正な立場の仲介委員(弁護士)が、お互いの事情などを伺いながら紛争の解決を目指します。

憲法改正発議要件緩和反対を  
要件緩和は立憲主義に反する

反するものとして問題であると認識している。

精神的損害賠償への  
評価は

根拠不明で議論は  
控える

問 安倍内閣が憲法改正発議要件を3分の2以上から2分の1以上とするよう憲法96条改正に乗り出してきた。このことは近代立憲主義否定につながるものとしてこれに賛成出来ない旨態度表明をすべきでないか。

答 町長 憲法は国の基本的なあり方を定める最高法規である。改正にあつては国会審議も国民投票も十分かつ慎重な議論が尽くされる必要がある、その改正は法律制定よりも厳しい要件が定められていると理解している。したがって発議要件緩和は国の基本的なあり方を不安定にし、立憲主義と基本的人権の立場に

問 東電の「損害賠償金ご請求のご案内」によれば、自主避難等の対象区域に滞在を続けた場合の賠償対象は、○正常な日常生活が阻害されたことの精神的苦痛及び、○放射線被曝による恐怖や不安により生活費が増加した分の2つだ。よつて精神的賠償額は18才以下及び妊婦に

あつては40万円、その他は8万円の半分相当額でしかないと思ふ。さざるを得ないが、所見はどうか。

答 町長 賠償額は精神的苦痛の内容や生活費増加費用について調査検討抜きで設定されたものだ。従つて根拠不明な賠償額をベースに、半分相当額が妥当か否かの議論については差し控えて頂く。

議会と協議し  
方針決定の約束は  
協議しなかつたこと  
お詫びする

問 中央公民館解体やむなしの方針は、3月定例会で議論となり、町長は方針の再検討を言明し、議会と協議をして方針を決めていくとの答弁を行つている。それがいまだ実行に移されておらず、中央公民館を解体した跡地に屋内プールを建設する方向で事務が進んでいるのはどういうわけか。

答 町長 議会と協議をしないまま今日に至つたことはお詫びする。3月定例会の答弁に立ち返り、議会との協議をすすめて参りたい。

町道川前線通行止め  
対策は

今後の対処を検討する

問 長期間閉鎖されている町道川前線は、藤倉ダム及び森林保全管理上支障がある。常時通行可とまではいなくても、ダム管理及び森林所有者の求めに応じて、通行可とするよう対処すべきではないか。なお川前線にかかる地方交付税算定額はいかほどか。

答 町長 この道路は藤倉ダム工事用道路として新設されたが、その後落石等が多く安全確保が困難なことから通行止めとしていた。なお通行止めをして30年近く経過しているため、今後の対処を検討したい。交付税算定額は年間200万円である。



齋藤松夫議員

質問項目

- ①「憲法を暮らしに生かす」を町政執行の基本と位置付けることについて
- ②東京電力による自主避難区域に係る損害賠償額への所見について
- ③中央公民館解体方針の検討経過について
- ④山地防災、森林保全、萱尻牧野対策について
- ⑤消費税増税と原発再稼働方針の反対の態度表明を



町道としての川前線は

# 土地開発公社桑折町事務所

平成24年度貸借対照表 (単位:円)

資産の部		負債の部		資本の部	
流動資産		流動負債		基本金	550,000
現金及び預金	110,166,830	未払金	0	準備金	
未収金	380,694,440	短期借入金	0	前期繰越準備金	4,389,949
公有用地	26,942,099	流動負債合計	0	当期利益	12,600,489
完成土地等	307,414,435	固定負債		準備金合計	16,990,438
開発中土地	0	長期借入金	807,694,440	資本金合計	17,540,438
流動資産合計	825,217,804	固定負債合計	807,694,440		
固定資産					
有形固定資産	17,074				
投資その他の資産	0				
固定資産合計	17,074				
資産合計	825,234,878	負債合計	807,694,440	負債資本合計	825,234,878

平成24年度損益計算書 (単位:円)

項目	金額
事業収益	0
事業原価	0
事業総利益	0
販売費及び一般管理費	42,620
事業損失	42,620
事業外収益	
受取利息	19,733
雑収益	12,623,376
事業外費用	
支払利息	0
経常利益	12,600,489
特別損失	0
当期純利益	12,600,489
当期利益	12,600,489

平成25年度予算 (単位:円)

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	支出	収入	支出
事業収益	141,635	事業原価	141,635
公有地取得事業収益	26,942	公有地取得事業原価	26,942
土地造成事業収益	114,693	土地造成事業原価	114,693
事業外収益	5,224	附帯等事業原価	0
受取利息	10	販売及び一般管理費	36
雑収益	5,214	販売及び一般管理費	36
		事業外費用	7,940
		支払利息	7,940
収入合計	146,859	支出合計	149,611
		収益的収入支出差引額	△ 2,752

# 財団法人桑折町振興公社

平成24年度決算報告 (単位:円)

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
収入の部			
基本財産運用収入	6,532	6,532	0
事業収入	66,253,504	20,340,395	45,913,109
補助金等収入	9,425,000	9,425,000	0
雑収入	12,339,926	4,813,369	7,526,557
繰入金収入	3,000,586	3,000,586	0
当期収入合計	91,025,548	37,585,882	53,439,666
前期繰越収支差額	2,125,561	△ 1,445,107	3,570,668
収入合計	93,151,109	36,140,775	57,010,334
支出の部			
事業費	83,849,164	33,684,248	50,164,916
管理費	1,563,546	1,563,546	0
繰入金支出	3,000,000	0	3,000,000
特定預金支出	28,000	28,000	0
当期支出合計	88,257,716	35,092,800	53,164,916
当期収支差額	2,767,832	2,493,082	274,750
次期繰越収支差額	4,893,393	1,047,975	3,845,418

貸借対照表総括表 (単位:円)

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
資産の部			
流動資産合計	9,780,484	2,627,903	7,152,581
固定資産合計	34,679,834	34,257,645	422,189
資産合計	44,460,318	36,885,548	7,574,770
負債の部			
流動負債合計	757,448	319,987	437,461
正味財産合計	36,885,900	33,685,670	3,200,230
負債及び正味財産合計	44,460,318	36,885,548	7,574,770

平成24年度主な事業状況

公益事業				
区分	平成24年	前年	増減	
ホタル発生数(匹)	2,776	7,068	△ 4,292	
来場者数(人)	3,626	2,876	750	
大人	2,792	2,251	541	
子供	834	625	209	

平成25年度収支予算書総括表 (単位:円)

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
収入の部			
経常収益			
基本財産運用収入	15,000	15,000	0
事業収入	69,450,000	22,000,000	47,450,000
補助金等収入	9,000,000	9,000,000	0
雑収入	462,000	41,000	421,000
繰入金収入	0	0	0
経常収益計	78,927,000	31,056,000	47,871,000
支出の部			
経常費用			
事業費	76,530,310	30,747,310	45,783,000
管理費	1,369,300	1,369,300	0
繰入金支出	0	0	0
特定預金支出	0	0	0
経常費用計	77,899,610	32,116,610	45,783,000
当期経常増減額	1,027,390	△ 1,060,610	2,088,000
正味財産期末残高	35,963,390	29,254,390	6,715,000

一般財団法人桑折町振興公社役員名簿 (平成25年4月1日現在)

役職名	氏名	現役・役職名
評議員	吉田 賢一	桑折町行政連絡員連合会副会長
評議員	阿部 満晴	桑折町老人クラブ連合会若手委員会委員長
評議員	国分英利生	桑折町保護司
理事	高橋 宣博	桑折町長
理事	渋谷 浩一	渋谷建設株式会社代表取締役 (桑折町商工会副会長)
理事	関 直彦	株式会社関メリヤス社長 (桑折町社会福祉協議会副会長)
理事	岡崎 忠一	自営業(農業) (総合型地域スポーツクラブマルベリーこおり会長)
理事	石幡 政子	財桑折町振興公社職員
監事	長尾 吉松	桑折町会計管理者
監事	秋山 研二	福島信用金庫桑折支店長

主な収益事業 (単位:円)

区分	平成24年	前年	増減
①食堂営業			
売上	12,049,555	10,629,245	1,420,310
宴会	15,787,095	11,050,293	4,736,802
飲物	4,560,195	2,968,330	1,591,865
計	32,396,845	24,647,868	7,748,977
区分	平成24年	前年	増減
◇新規事業			
・社協地域サロン事業			
弁当売上	413,510	-	413,510
入浴料	76,000	-	76,000
おせち料理販売	600,000	-	600,000
②自動販売機			
売上	640,222	559,609	80,613
③地場産品・土産品等			
販売額	6,545,734	7,142,302	△ 596,568
うち農産物等直売	1,931,664	1,942,403	△ 10,739
施設の運営管理業務受託事業			
区分	平成24年	前年	増減
①町民研修センター運営管理業務			
営業日数(日)	338	308	30
宿泊人数(人)	1,898	502	1,396
大人	1,759	482	1,277
小人	139	20	119
宿泊料収入(円)	6,917,000	1,843,300	5,073,700
部屋使用件数(件)	207	222	△ 15
部屋使用収入(円)	649,925	777,325	△ 127,400
入湯人数(人)	40,641	34,810	5,831
浴場使用料収入(円)	12,980,920	10,976,950	2,003,970
入湯税納入額(円)	6,901,500	5,113,800	977,700

# 町が出資している法人の経営状況



## 臨時会

### 第5回、4/26(金)

工事請負契約1件、一般会計補正予算1件、専決処分2件、計4件の議案が提出され、原案通り可決・承認された。

### 新和町 崩落対策工事契約承認

#### 工事請負契約

◇議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関するもの  
「造成宅地滑動崩落緊急対策工事請負契約の締結」

1. 契約の目的  
造成宅地滑動崩落緊急対策工事

#### 2. 契約金額

1億802万4千円  
（うち消費税及び地方消費税514万4千円）

#### 3. 契約方法

条件付一般競争入札

#### 4. 契約の相手方

住所 福島市太田町5番1号  
氏名 仙建工業(株)福島支店  
取締役支店長 千葉 正明

## 待ちにまった 図書施設が

### 補正予算

一般会計補正予算(第1号)  
歳入歳出予算の総額に、それぞれ787万2千円を追加し、予算総額を149億2,387万2千円とするものです。

#### 《歳入の主なもの》

- 雑収入 731万2千円
- 財政調整基金繰入金 56万円
- 《歳出の主なもの》
- 消防費・消防団運営費 156万2千円
- 教育費・施設管理費 631万円

### 専決処分

- ◇条例の一部改正2件
- ・桑折町税に関する条例
- ・桑折町国民健康保険税に関する条例
- 2件とも法改正に伴うもの。

## 第6回、6/6(木)

工事請負契約1件、原案通り可決・承認された。

### 平沢鷹打へ 仮置場設置

#### 工事請負契約

◇議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関するもの  
「除染土砂等仮置場(平沢鷹打)設置工事請負契約の締結」

#### 1. 契約の目的

除染土砂等仮置場(平沢鷹打)設置工事

#### 2. 契約金額

1億5,645万円  
（うち消費税及び地方消費税額745万円）

#### 3. 契約の方法

随意契約

#### 4. 契約の相手方

(株)熊谷組東北支店  
住所 仙台市青葉区上杉5丁目3番36番  
氏名 (株)熊谷組 東北支店  
常務執行役員支店長 洪川智

# 一部事務組合議会報告

【伊達地方衛生処理組合】 選出議員 佐藤榮三・川名静子。

去る3月29日第1回定例会が開催され、専決処分報告1件、専決処分承認1件、補正予算3件、当初予算3件、計8件議案提出され、全て全会一致で承認されました。主な概要は次の通りです。

【概要説明】…25年度予算

「一般会計」 歳入歳出予算総額5,860万円、前年度対比220万円、3.9%増、主な内訳、歳入では分賦金5,645万円、前年度対比181万円増、歳出では総務費5,728万円、前年度対比220万円増、となりました。

「し尿処理」 歳入歳出予算総額3億3,400万円、前年度対比740万円、2.3%増、主な内訳、歳入では分賦金2億7,200万円、前年度対比272万円減、繰入金6,072万円、前年度対比998万円、歳出では衛生費1億5,623万円、前年度対比757万円増、基金費3,861万円、前年度対比17万円減となった。

「ごみ処理」 歳入歳出予算総額6億4,400万円、前年度対比7億490万円、52.3%減、主な内訳、歳入では分賦金3億6,494万円、前年度対比3,326万円減、国庫支出金6,857万円、前年度対比5億1,475万円、諸収入3,243万円、前年対比2,674万円増、歳出では衛生費5億9,036万円、前年度対比6億1,869万円減、基金費1,439万円、前年度対比721万円減、公債費3,633万、前年度対比7,898万円減となりました。

【一般会計】 単位：千円

歳入					歳出				
区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
分賦金	56,454	54,642	1,812	3.2%	議会費	917	920	△3	△0.3%
財産収入	1	2	△1	△100.0%	総務費	57,283	55,080	2,203	3.8%
繰入金	1,900	1,500	400	21.1%	予備費	400	400	0	0.0%
繰越金	200	200	0	0.0%					
諸収入	45	56	△11	△24.4%					
合計	58,600	56,400	2,200	3.8%	合計	58,600	56,400	2,200	3.8%

歳入歳出差引額 518 千円、千円未満四捨五入

【ごみ処理事業特別会計】 単位：千円

歳入					歳出				
区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
分賦金	364,948	398,210	△33,262	△9.1%	衛生費	590,367	1,209,064	△618,697	△104.8%
使用料・手数料	135,219	122,719	12,500	9.2%	基金費	14,399	21,617	△7,218	△50.1%
国庫支出金	68,576	583,331	△514,755	△750.6%	公債費	36,334	115,319	△78,985	△217.4%
財産収入	39,125	38,219	906	2.3%	予備費	3,000	3,000	0	0.0%
繰入金	2,300	53,929	△51,629	△224.7%					
繰越金	1,500	1,500	0	0.0%					
諸収入	32,432	5,692	26,740	82.4%					
組合債	0	145,400	△145,400	—					
合計	644,100	1,349,000	△704,900	△109.4%	合計	644,100	1,349,000	△704,900	△109.4%

【し尿処理事業特別会計】 単位：千円

歳入					歳出				
区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
分賦金	272,008	274,730	△2,722	△1.0%	衛生費	156,238	148,668	7,570	4.8%
使用料・手数料	4	84	△80	△2000.0%	基金費	38,610	38,780	△170	△0.4%
財産収入	45	77	△32	△71.1%	公債費	138,652	138,652	0	0.0%
繰入金	60,722	50,736	9,986	16.4%	予備費	500	500	0	0.0%
繰越金	300	300	0	0.0%					
諸収入	921	673	248	26.9%					
合計	334,000	326,600	7,400	2.2%	合計	334,000	326,600	7,400	2.2%

【公立藤田病院組合】 選出議員 渡邊英直・斉藤謙・羽根田八千代・平井國雄。

去る3月27日第1回定例会が開催され、補正予算1件、当初予算、計2件議案提出され、全て全会一致で承認されました。主な概要は次の通りです。

【概要説明】…25年度予算

「業務量」

病床数 311床(一般299床、結核12床)、年間患者数 入院92,345人(一般91,250人、結核1,095人)、外来170,800人

1日平均患者数 入院253人(一般250人、結核3人)、外来700人。

「収益的収支」では、病院事業収益58億3,602万円、病院事業費用58億3,602万円で差引0円、収益的収支予算額は前年度対比1億7,955万円、3.2%増となりました。

「資本的収支」では、収入は出資金1億8,641万円(前年度対比372万円増)、支出は建設改良費2億円、企業債償還金3億470万円(前年度対比422万円増)。建設改良費は、血管撮影装置等の高額医療機器備品購入費として計上した。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,829万円は過年度損益留保資金で補填することになりました。

○特記事項として、初期研修医が4月から2年次1名を含む4名となった。24年度の収支は23年度に続き黒字が見込まれる。要因は4月に実施された診療報酬改定によることがプラスに働いたことと院長はじめ役職員の改革プランに基づいた日頃の取組み姿勢の結果と史料されます。

【収益的収入及び支出】 【資本的収入及び支出】 単位：千円

収 入					収 入				
区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
病院事業収益	5,836,028	5,656,475	179,553	3.1%	資本的収入及び支出	186,416	182,688	3,728	2.0%
医業収益	5,460,590	5,283,456	177,134	3.2%	出資金	186,415	182,687	3,728	2.0%
医業外収益	375,438	373,019	2,419	0.6%	国(県)補助金	1	1	0	0.0%
支 出					支 出				
区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
病院事業費用	5,836,028	5,656,475	179,553	3.1%	資本的支出	504,707	500,481	4,226	0.8%
医業費用	5,690,022	5,504,375	185,647	3.3%	建設改良費	200,000	200,000	0	0.0%
医業外費用	136,067	140,294	△4,227	△3.1%	企業債償還金	304,707	300,481	4,226	1.4%
病院組合費	2,768	2,783	△15	△0.5%					
特別損失	2,500	2,500	0	0.0%					
予備費	4,671	6,523	△1,852	△39.6%					

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 318,291 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する。千円未満は四捨五入。

【水道用水供給企業団】 選出議員 半澤議長

【概要説明】…議案3件提出され、全て承認されました。

**議案第1号** 24年度補正予算、収益的収支は、収入で東京電力から原子力損害賠償金として、雑収益1,305万円増、維持管理業務委託、監視制御設備点検業務委託、自家用電気工作物保安管理業務委託の3件を24年度の債務負担行為としての予算措置等を行いました。

**議案第2号** 平成25年度予算、年間総給水量4,023万4,350m<sup>3</sup>とし、収益的収入及び支出予定額は、資本的収入額81万円、資本的支出額18億7,915万円とした。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億7,915万円は、過年度分損益勘定留保資金18億7,275万円及び過年度分消費税資本的収支調整額639万円を補填することになりました。

**議案第3号** 水道水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、水道法の一部改正に伴い、これまで法令で規定されていた基準について、水道事業者が地方公共団体である場合、条例で定めることとなり、条例化しました。

【収益的収入及び支出】 【資本的収入及び支出】 単位：千円

収 入					収 入				
区 分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区 分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
水道用水供給事業	3,759,839	3,716,428	43,411	1.2%	資本的収入	819	463	356	43.5%
営業収益	3,743,048	3,714,550	28,498	0.8%	負 担 金	819	463	356	43.5%
営業外収益	16,791	1,878	14,913	88.8%	固定資産売却代金	0	0	0	0.0%
支 出					支 出				
区 分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区 分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
水道用水供給事業	3,828,239	3,884,456	△ 56,217	△ 1.5%	資本的支出	1,879,971	1,743,998	135,973	7.2%
営業費用	3,111,772	3,128,111	△ 16,339	△ 0.5%	建設改良費	234,414	92,660	141,754	60.5%
営業外費用	716,367	756,245	△ 39,878	△ 5.6%	企業債償還金	1,645,457	1,608,898	36,559	2.2%
予 備 費	100	100	0	0.0%	予 備 費	100	100	0	0.0%

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,879,152 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,872,753 千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,399 千円で補填するものとする。

【伊達地方消防組合】 選出議員 佐藤武朗・原 賢志。

去る3月27日第1回定例会が開催され、報告1件、補正予算1件、当初予算、計3件議案提出され、全て全会一致で承認されました。主な概要は次の通りです。

【概要説明】…25年度予算

歳入歳出総額17億3,400万円、前年度対比2億700万円、11.9%増、主な内訳、歳入では分担金等14億4,430万円、前年度対比0万円、繰入金1,980万円、前年度対比1,980万円増、県支出金1,450万円、前年対比△150万円減、組合債2億3,470万円、前年度対比1億8,360万円増、歳出では、総務費4,571万円、前年度対比991万円増、消防費16億4,751万円、前年度対比1億9,249万円増、公債費3,553万、前年度対比447万円増、予備費397万円、前年度対比10万円となりました。

○その他

専決処分報告…組合所有の化学消防車の損壊事件について、損害の全額を相手方負担にて和解決しました。24年度一般会計補正予算…歳入歳出それぞれ610万円追加し、総額15億7,841万円となりました。

単位：千円

区 分	歳 入				歳 出				
	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率	区 分	H25年度予算	前年度	前年度対比	増減率
分担金・負担金	1,444,300	1,444,300	0	0.0%	議会費	1,253	1,248	5	0.4%
使用料・手数料	723	723	0	0.0%	総務費	45,719	35,806	9,913	21.7%
国・県支出金	14,500	16,000	△ 1,500	△ 10.3%	消防費	1,647,516	1,455,017	192,499	11.7%
財産収入	101	26	75	74.3%	公債費	35,534	31,056	4,478	12.6%
寄 附 金	1	1	0	0.0%	予備費	3,978	3,873	105	2.6%
繰 入 金	19,800	0	19,800	100.0%					
繰 越 金	3,000	3,000	0	0.0%					
諸 収 入	16,875	11,850	5,025	29.8%					
組 合 債	234,700	51,100	183,600	78.2%					
合 計	1,734,000	1,527,000	147,985	8.5%	合 計	1,734,000	1,527,000	207,000	11.9%

桑折町の一部事務組合への  
平成 25 年度負担金予算額対平成 24 年度決算額対比表

単位：千円

区 分	内 訳	平成 25 年度予算額	平成 24 年度決算額	増減額	増減率
伊 達 地 方 衛 生 処 理 組 合	一般会計	679 万 0 千円	587 万 3 千円	91 万 7 千円	1.4%
	ごみ処理	4,070 万 7 千円	4,455 万 1 千円	△ 384 万 4 千円	△ 9.4%
	し尿処理	2,333 万 9 千円	1,887 万 5 千円	446 万 4 千円	19.1%
	計	7,083 万 6 千円	6,929 万 9 千円	153 万 7 千円	2.2%
公 立 藤 田 病 院 組 合	特別交付税分	1,654 万 6 千円	1,630 万 0 千円	246 千円	0.4%
	一般会計	5,200 万 0 千円	5,200 万 0 千円	0 千円	0.0%
	計	6,854 万 6 千円	6,830 万 0 千円	246 千円	0.4%
伊 達 地 方 消 防 組 合	一般会計	1 億 6,755 万 0 千円	1 億 6,592 万 5 千円	162 万 5 千円	1.0%
合 計		3 億 693 万 2 千円	3 億 352 万 4 千円	340 万 8 千円	1.1%



議会報告会を開催

全議員が2班に分かれ、それぞれの地区で3月定例会について報告をし、その後、町民の皆様と意見交換を行いました。当日いただきました主なご意見・ご要望につきましては、別刷にて各戸配布致しました。ご覧下さい。

5月19日 桑折地区  
5月26日 伊達地区  
半田地区

# 取り組むべきか「通年議会」

## 政務調査会

— 研修会・先進地視察を実施 —

認識を高めた  
研修会 5/15

蔵王町議会  
視察 5/31

去る5月15日、議場を会場に「通年議会」を中心に、討論や議事進行のあり方等について、議会運営のエキスパートである福島県町村議会議長会総括参事兼業務課長の吾妻邦博氏を講師に迎え研修会を開催した。

特に「通年議会」に関しては、その概要や導入する際のメリッとは何か。さらには、導入に当たったの条例改正や要綱制定等について詳細にわたり説明を受け、後に意見交換・質疑応答を行った。



通年議会等の研修会を開催して半月後の5月31日、「通年議会」「議会基本条例の運用について」をテーマに先進地である宮城県蔵王町議会を視察した。当日は沖繩県の座間味村議会との合同での視察。

蔵王町議会の議会運営委員長から全国の市町村議会で2番目（1番目は北海道白老町）に通年議会制度を導入した経過やその内容について説明があり、また、議会基本条例に関しては、議会報告会開催のあり方や討論3回の制度の導入など先進地ならではの事例の数々に質疑応答が続いた。

今後、議会では、蔵王町の視察研修や研修会を参考に、「通年議会」については情報収集等さらなる検討を、また議会基本条例の運用については、蔵王町の事例等を参考に改善を図りたい。



※通年議会とは

- ① 定例会の回数を年1回、会期を1年間とするもの。しかし1年中本会議を行っているわけではない。議長判断で本会議開催。
- ② 非常時に即対応
- ③ 「緊急性を要して議会を召集する時間的余裕がない」理由での専決処分がなくなる。

# 「伝える」から「伝わる」広報へ

## 議会が見える、編集技術を学ぶ(広報研修)

平成25年度町村議会広報研修会がビッグパレットふくしまにて、開催された。

「伝える広報」から「伝わる広報」へ

— 議会報の基本と編集技術 —

— 研修の成果がみえるよう、今回の議会、たよりから、住民との情報共有をより図られる紙面づくりに取り組んでいる。



— 前列で意欲的に —

# 原発・被災地はいま 7/16

## 震災復興調査特別委員会 福島第一原子力発電所・浪江町視察

緊張感ただよう中、専用移動用バスに乘換え、Jヴィレッジを出発してから約40分後、福島第一原子力発電所入退域管理棟にて、防護品を装着着用（靴カバー、綿手袋、ビニール手袋、サージカルマスク）し、免震重要棟や現場を視察した。

免震重要棟は24時間体制で管理され、常に300人、夜間でも80人は勤務している。一方、現場は、1日3,000人の作業員が活動し、使用済核燃料の移動や汚染水処理対策にあつたっている。

1,300マイクロナンノメートルと高線量の3号機周辺では、壊れた車両やがれき等当時の生々しさがまだ残っている。「収束宣言」など現場を視た者にとって、ありえない言葉だ。対策に全力を。と一同の思いは同じだ。

専用構内用バスで視察できるのは、国会議員の一部、県議員、県内市町村議会議員及び県内自治体関係者と限られている



## 議会活動状況報告

平成25年3月定例会以降

年	月	日	活動状況	
25	3	4	全員協議会 定例会本会議 常任委員会	
		5	全員協議会 定例会本会議	
		7	全員協議会 定例会本会議	
	8	8	全員協議会 定例会本会議	
		11	全員協議会 定例会本会議	
	12	12	全員協議会 定例会本会議	
		14	全員協議会 定例会本会議	
	15	15	全員協議会 定例会本会議	
		19	全員協議会 定例会本会議	
	21	21	例月出納検査	
		26	広報委員会	
	27	27	伊達地方消防組合議会全員協議会 伊達地方消防組合議会定例会 公立藤田病院組合議会全員協議会 公立藤田病院組合議会定例会	
		28	議会運営委員会 全員協議会 第4回臨時会本会議	
			29	伊達地方衛生処理組合議会全員協議会 伊達地方衛生処理組合議会定例会

年	月	日	活動状況
25	4	2	広報委員会
		5	広報委員会
		9	広報委員会
		10	全員協議会
		16	議会運営委員会 政務調査会役員会
		24	震災復興調査特別委員会現地視察(仮置場・除染作業) 震災復興調査特別委員会
	25	25	例月出納検査、現地調査
		26	議会運営委員会 全員協議会 第5回臨時会本会議
	5	9	全員協議会 議会運営委員会
		10	伊達郡町村議会議長・副議長及び事務局長会議
		15	総務文教厚生常任委員会 政務調査会研修会
		19	議会報告会(桑折、睦合地区)
		23	全員協議会
24	24	産業建設水道常任委員会	
	26	議会報告会(伊達崎、半田地区)	
27	27	例月出納検査	
	28	全国町村議会議長副議長研修会	
	29	全国町村議会議長副議長研修会	
	31	政務調査会視察研修(宮城県蔵王町議会)	
6	5	議会運営委員会	
	6	全員協議会 第6回臨時会本会議 福島県町村議会議長会定期総会	
	11	議会運営委員会	

# 傍 聴 席

## 力合せ

### 「桃産地」を守ろう

町議会6月定例会で、私達が提出していた「伊達地方衛生処理組合理立地(最終処分地)候補地の白紙撤回の意見書提出を求める請願」が審議される。

まず委員会で審議。その場で私達請願者の意見を述べさせていただき、その後審議の結果、全員賛成で意見書が本会議に提出され、本会議では原案のとおり決定されて、意見書は、管理者に提出されました。

伊達崎地区にある処理施設の西側に設置予定の47,000㎡の土地は、将来にわたって農地に戻せない。

これを危惧する伊達崎地区の町内会長会、農事組合、J A伊達みらい及び伊達果実農協の各生産会の願いが、町議会全員一致で決めていただきました。

議会初日には、町長から20回連続で献上にも選定されたと報告がありました。

今年も風評被害を乗り越えて、全国各地に桑折のものが、届けられることと思っています。

「甘くてうまいも」の桃源郷が、農家の皆さんの力でささ

られています。

最後に町、議会、農委、関係農協、生産者などが協力して、ももの産地を守るために意を強くした一日でした。

伊達崎 岡崎 勝男

## 議会を傍聴して

知人に誘われ議会を傍聴した。

モニターで見ることがあったが傍聴するのは初めてでした。二の足をふんでいたのは、手続がもつと面倒なのかと思っていたからです。とても簡単でした。

議場内の雰囲気は意外と柔らかくリラックスした状態で傍聴出来ました。

私達を選んだ議員が真剣に討論している様子に、もつともつと議会等に関心を持つべきだと思つた。

用事があつて、短時間の傍聴ではあつたが、機会があつたら又傍聴したいと思つた。

半田 Y・S

## まちの歳時記

～ 無 垢 ～



### 議会だより

平成25年7月23日発行

発行 福島県伊達郡桑折町議会  
責任者 半 澤 高  
編集 桑折町議会広報委員会  
電話 (024) 582-2113  
印刷 (株)神尾印刷所

## 編集後記

日の光まぶしい季節です。天皇・皇后両陛下行幸に町は「復興、のきざしを増し、「献上桃の郷20年」にふさわしく、より一層活気あふれる契機にしなければと、願います。

一方、原発の現地視察をした議会では、更なる課題へと緊張感が高まり、町民の実態把握とタイムリーな情報の共有に努めなければならないと痛感しました。

今回の「だより」は、編集委員の「熱」がはいり、発行も早まりました。

いずれにしても、次世代への継承のために除染作業の早期進行を…。

羽根田八千代

### ■ 広報委員会

委員長 川名 静子 委員 齊 藤 謙  
副委員長 羽根田 八千代 委員 佐 藤 武 朗  
委員 岩 崎 久 男